

事務連絡
平成18年2月28日

保険医療機関等 各位

兵庫県国民健康保険団体連合会
事務局長 木山 晋

国民健康保険診療報酬総括票様式変更に伴う取扱いについて（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年10月1日以降の市町合併等に伴い、国民健康保険診療報酬総括票様式を下記のとおり変更いたします。

つきましては、様式変更に伴い御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、変更前の様式は、変更後も当分の間は取扱いますので、そのまま使用いただいても結構です。

記

1 様式変更箇所

次のとおり変更し、別紙のとおりとします。

(1) 保険者名の追加

- ・ 市部…「加東」及び「たつの」
- ・ 郡部…「多可」、「神河」及び「新温泉」

(2) 保険者名の削除

- ・ 市部…「龍野」
- ・ 郡部…「吉川」、「社」、「滝野」、「東条」、「中」、「加美」、「八千代」、「黒田庄」、「家島」、「夢前」、「神崎」、「香寺」、「大河内」、「新宮」、「揖保川」、「御津」、「上月」、「南光」、「三日月」、「安富」、「浜坂」、「温泉」及び「五色」

(3) 高齢重度障害者医療費請求件数欄の追加

新たに高齢重度障害者医療費請求件数欄を設けましたので、社保福祉医療費請求件数と高齢重度障害者医療費請求件数は、それぞれの欄に記載してください。

(4) 枠線等の色

黒刷りとする。

2 変更時期

平成18年3月診療分（4月受付分）から変更します。

3 その他

変更前の様式を使用する場合で、請求する保険者名称が表示されていない場合は、様式に保険者名称を表示してください。

<担当>

業務管理部 管理課 管理係（細目）
TEL (078) 332-5633

(様式第3)

年 月 分 国民健康保険診療報酬総括票

医療機関 コード番号		表別	1 医	3 歯	4 調	診療科名	
所在地	〒						
機関名	病 院 診 療 所 医 院 ク リ ニ ッ ク 薬 局						
開設者名	TEL () (印)						
区分	件数	点数			請求書枚数	社保福祉医療費 請求件数	
請求 内 分 外 分	入 院					高齢重度障害者医療費 請求件数	整 理 番 号
	入 院 外						
	入 院						
	入 院 外						
計							

(注) 太線 (—) の中のみ記入してください。

請求欄は県内分(県内又は県内扱いとする保険者分)と県外分(下記以外の保険者分)に分けて記入してください。

(県内又は県内扱いとする保険者名)											
(市部)	神戸	姫路	尼崎	明石	西宮	洲本	芦屋	伊丹	相生	加古川	赤穂
	西脇	宝塚	三木	高砂	川西	小野	三田	加西	加東	たつの	宍粟
	養父	朝来	丹波	篠山	淡路	南あわじ	豊岡				
(郡部)	猪名川	多可	稲美	播磨	市川	福崎	神河	太子	上郡	佐用	香美
	新温泉										
(組合)	兵庫食糧	明石油	中央卸売	兵庫県食品	兵庫県歯科医師	兵庫県医師	兵庫県薬剤師	兵庫県建設			
	全国土木建築	全国建設工事業									

審査印	受付印	事 務				摘 要 (県外保険者名)
		上	内	外	負	
		公	決	突	検	
		係 名				
		— 係				

(公印省略)
兵国保連第691-4号
平成18年2月28日

保険医療機関様

兵庫県国民健康保険団体連合会
事務局長 木山 晋

洲本市合併に伴う公費負担者番号の設定について（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、洲本市の合併（平成18年2月11日付け）に伴う更生医療費の公費負担者番号及び指定知的
障害者入所施設等入所者に係る医療費受診券の公費負担者番号の設定について通知いたします。

記

1 更生医療（法別15）

合併期日：平成18年2月11日

	市町名	設定番号	備考
合併後	洲本市	15280068	平成18年2月11日以降診療適用
合併前	洲本市（旧）	15280068	平成18年2月10日まで適用
	五色町（旧）	15280902	

2 指定知的障害者入所施設等入所に係る医療費受診券（法別53）

合併期日：平成18年2月11日

	市町名	設定番号	備考
合併後	洲本市	53286076（旧洲本市）	平成18年3月31日まで適用
		53287116（旧五色町）	

* 平成18年3月31日をもって本制度が廃止されるため、新番号は設定しない。

<担当者>

業務管理部管理課管理係（西畑）
TEL（078）332-5633（直通）

事 務 連 絡

平成18年2月28日

保険医療機関 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

平成18年3月20日付け及び平成18年3月27日付け市町合併等に伴う診療報酬請求書等の取扱いについて（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年3月20日付け及び平成18年3月27日付けで下記のとおり市町合併等が予定されています。

つきましては、下記の取扱いにご留意いただき、本会へ請求いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 合併市町及び新市名

社町・滝野町・東条町…… 加東市（平成18年3月20日合併）

姫路市・家島町・夢前町・香寺町・安富町……姫路市（平成18年3月27日編入）

2 保険者番号等

(1) 国保（一般・退職）保険者番号及び老人保健市町村番号
別添1のとおり

(2) 公費負担者番号
別添2のとおり

(3) 福祉医療番号等
別添3のとおり

(4) 兵庫県国民健康保険・保険者等一覧表（平成18年3月27日現在）
別添4のとおり

3 診療報酬請求書等取扱い

別添5のとおり

4 診療報酬請求書受付等担当係一覧表

別添6のとおり

<担当>業務管理部管理課管理係（西畑）
TEL (078) 332-5633（直通）

別添 1

国保（一般・退職）保険者番号及び老人保健市町村番号変更内容一覧

1 加東市（合併期日：平成18年3月20日）

	保険者名 (市町名)	保険者番号・市町村番号					備考
		国保一般		28	024	8	
合併後	加東市	国保退職	67	28	024	8	旧町の被保険者証の有効期限を平成18年3月31日まで延長し、合併期日後も、有効期限まで旧町単位の保険者番号を使用する。
		老人保健	27	28	024	7	
		国保一般		28	024	8	
合併前	社町	国保退職	67	28	024	8	
		老人保健	27	28	024	7	
		国保一般		28	025	5	
	滝野町	国保退職	67	28	025	5	
		老人保健	27	28	025	4	
		国保一般		28	026	3	
東条町	国保退職	67	28	026	3		
	老人保健	27	28	026	2		
	国保一般		28	026	3		

2 姫路市（編入期日：平成18年3月27日）

	保険者名 (市町名)	保険者番号・市町村番号					備考
		国保一般		28	002	4	
編入後	姫路市	国保退職	67	28	002	4	平成17年12月1日交付の旧町発行の被保険者証については、編入後も有効期限の平成18年3月31日まで使用する。
		老人保健	27	28	002	3	
		国保一般		28	002	4	
編入前	姫路市	国保退職	67	28	002	4	
		老人保健	27	28	002	3	
		国保一般		28	034	7	
	家島町	国保退職	67	28	034	7	
		老人保健	27	28	034	6	
		国保一般		28	035	4	
	夢前町	国保退職	67	28	035	4	
		老人保健	27	28	035	3	
		国保一般		28	038	8	
	香寺町	国保退職	67	28	038	8	
		老人保健	27	28	038	7	
		国保一般		28	051	1	
	安富町	国保退職	67	28	051	1	
		老人保健	27	28	051	0	
		国保一般		28	051	1	

別添 2

公費負担者番号変更内容一覧

<更生医療（法別15）>

1 加東市（合併期日：平成18年3月20日）

	市町名	設定番号	備 考
合併後	加東市	15280241	平成18年4月1日以降診療適用
合併前	社町	15280241	平成18年3月31日まで適用
	滝野町	15280258	
	東条町	15280266	

2 姫路市（編入期日：平成18年3月27日）

	市町名	設定番号	備 考
編入後	姫路市	15280027	平成18年3月27日以降診療適用
編入前	姫路市	15280027	平成18年3月26日まで適用
	家島町	15280340	
	夢前町	15280357	
	香寺町	15280381	
	安富町	15280514	

<指定知的障害者入所施設等入所に係る医療費（法別53）>

1 加東市（合併期日：平成18年3月20日）

	新市名	設定番号	備 考
合併後	加東市	53286530（現社町）	平成18年3月31日まで適用
		53286548（現滝野町）	
		53286555（現東条町）	

* 平成18年3月31日をもって本制度が廃止されるため、新番号は設定しない。

2 姫路市（編入期日：平成18年3月27日）

	市町名	設定番号	備 考
編入後	姫路市	53286035（現姫路市）	平成18年3月31日まで適用
		53286621（現家島町）	
		53286639（現夢前町）	
		53286670（現香寺町）	
		53286795（現安富町）	

* 平成18年3月31日をもって本制度が廃止されるため、新番号は設定しない。

別添 3

福祉医療番号変更内容一覧

1 加東市（合併期日：平成18年3月20日）

	市町名	福祉医療種別	設定番号				備考
合併後	加東市	老人医療	41	28	024	9	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年7月1日交付済みの各々旧町発行の受給者証は、有効期限が平成18年3月31日となっていますので、合併後も平成18年3月31日まで加東市の証と読み替える。 ・平成18年3月20日以降の新規資格取得者は、新市名で有効期限を平成18年3月31日とする各々旧町単位の証を交付する。
		重度精神障害者医療	43	28	024	7	
		乳幼児医療	80	28	024	1	
		重度心身障害者医療	82	28	024	9	
		母子家庭等医療	85	28	024	6	
合併前	社町	老人医療	41	28	024	9	
		重度精神障害者医療	43	28	024	7	
		乳幼児医療	80	28	024	1	
		重度心身障害者医療	82	28	024	9	
		母子家庭等医療	85	28	024	6	
	滝野町	老人医療	41	28	025	6	
		重度精神障害者医療	43	28	025	4	
		乳幼児医療	80	28	025	8	
		重度心身障害者医療	82	28	025	6	
		母子家庭等医療	85	28	025	3	
	東条町	老人医療	41	28	026	4	
		重度精神障害者医療	43	28	026	2	
		乳幼児医療	80	28	026	6	
		重度心身障害者医療	82	28	026	4	
		母子家庭等医療	85	28	026	1	

2 姫路市（編入期日：平成18年3月27日）

	市町名	福祉医療種別	設定番号				備考
編 入 後	姫路市	老人医療	41	28	002	5	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が平成18年3月31日までの受給者証の場合は、編入期日後も平成18年3月31日まで旧町発行の証を姫路市の証と読み替える。 ・有効期限が平成18年3月26日までの旧町発行の受給者証は、編入後は使用出来ません。
		重度精神障害者医療	43	28	002	3	
		乳幼児医療	80	28	002	7	
		乳幼児医療（市単）	81	28	002	6	
		重度心身障害者医療	82	28	002	5	
		母子家庭等医療	85	28	002	2	
編 入 前	姫路市	老人医療	41	28	002	5	
		重度精神障害者医療	43	28	002	3	
		乳幼児医療	80	28	002	7	
		乳幼児医療（市単）	81	28	002	6	
		重度心身障害者医療	82	28	002	5	
		母子家庭等医療	85	28	002	2	
	家島町	老人医療	41	28	034	8	
		重度精神障害者医療	43	28	034	6	
		乳幼児医療	80	28	034	0	
		重度心身障害者医療	82	28	034	8	
		母子家庭等医療	85	28	034	5	
	夢前町	老人医療	41	28	035	5	
		老人医療	42	28	035	4	
		重度精神障害者医療	43	28	035	3	
		重度精神障害者医療	44	28	035	2	
		乳幼児医療	80	28	035	7	
		乳幼児医療	81	28	035	6	
		重度心身障害者医療	82	28	035	5	
		重度心身障害者医療	83	28	035	4	
		母子家庭等医療	84	28	035	3	
	母子家庭等医療	85	28	035	2		
	香寺町	老人医療	41	28	038	9	
		重度精神障害者医療	43	28	038	7	
		乳幼児医療	80	28	038	1	
重度心身障害者医療		82	28	038	9		
母子家庭等医療		85	28	038	6		
安富町	老人医療	41	28	051	2		
	重度精神障害者医療	43	28	051	0		
	乳幼児医療	80	28	051	4		
	重度心身障害者医療	82	28	051	2		
	母子家庭等医療	85	28	051	9		

兵庫県国民健康保険・保険者等一覧表(1/2)

平成18年3月27日現在

保 険 者 名	保険者番号	結予・精神 (患者負担)			保 険 者 名	保険者番号	結予・精神 (患者負担)		
		32条	34条	35条			32条	34条	35条
(神戸市)	284000				(川辺郡)				
東灘区	284018	○	○	○	猪名川町	280222			
灘区	284026	○	○	○	(多可郡)				
中央区	284034	○	○	○	多可町	280271		○	
兵庫区	284059	○	○	○	(加古郡)				
長田区	284067	○	○	○	稲美町	280313		○	
須磨区	284075	○	○	○	播磨町	280321		○	
垂水区	284083	○	○	○	(神崎郡)				
北区	284091	○	○	○	市川町	280370	○	○	
北須磨支所区	284109	○	○	○	福崎町	280396	○	○	
西区	284117	○	○	○	神河町	280404	○	○	
					(揖保郡)				
姫路市	280024	○	○		太子町	280420		○	
尼崎市	280032	○	○		(赤穂郡)				
明石市	280040	○	○		上郡町	280453		○	
西宮市	280057	○	○		(佐用郡)				
洲本市	280065	○	○		佐用町	280461		○	
芦屋市	280073	○	○	○	(美方郡)				
伊丹市	280081	○	○		香美町	280578			
相模川市	280099	○	○		新温泉町	280628			
加古川市	280115	○	○						
赤穂市	280131	○	○						
西宝市	280149	○	○						
三木市	280156	○	○	○					
高砂市	280164	○	○						
高川市	280172	○	○						
小野市	280180	○	○	○					
三野市	280198		○						
加西市	280206		○						
加東市	280214		○						
たつの市	280248		○						
たつの市	280438		○						
栗原市	280503		○						
養父市	280651		○						
朝来市	280701		○						
丹波市	280735		○						
篠山市	280792	○							
淡路市	280867		○						
南あわじ市	280933		○						
豊岡市	280958		○						

兵庫県国民健康保険・保険者等一覧表(2/2)

平成18年3月27日現在

保険者名	保険者番号	一部負担金の割合(窓口徴収率)		結予・精神 (患者負担)		
		組合員	その他	32条	34条	35条
(国保組合)						
兵庫食糧	283010	3	3			
明石浦	283028	3	3			
神戸中央卸売市場	283036	3	3			
兵庫県食品	283051	甲種組合員3 乙種組合員3	3			
兵庫県歯科医師	283069	甲種本人入院2 甲種本人外来2 乙種本人入院2 乙種本人外来3	甲種家族入院2 甲種家族外来3 乙種家族入院3 乙種家族外来3			
兵庫県医師	283077	3	3	○	○	○
兵庫県薬剤師	283085	3	3			
兵庫県建設	283093	2	3			
(全国組織の国保組合)						
*全国土木建築	133033	3	3	○	○	○
*全国建設工事業	133298	3	3			

*印の全国組織の国保組合は、県内保険者と同様に扱ってください。

一部負担金割合等	
(1)	市・郡部の保険者 … 世帯主・非世帯主とも3割
(2)	3歳未満 … 2割
(3)	高齢受給者 … 高齢受給者証に示す割合(1割又は2割)
(4)	○印は結核予防法(第34条、第35条)、精神保健法(第32条)の患者負担はありません。

法別 番号	医療種別	法別 番号	医療種別
67	退職者医療	28	一類感染症等の患者の入院
27	老人保健	29	新感染症の患者の入院
10	結核予防法第34条	41	老人医療 ㊦ 県
11	結核予防法第35条	42	老人医療 ㊦ 市・町
12	生活保護法	43	重度精神障害者医療 ㊦ 県
13	戦傷病者(療養の給付)	44	重度精神障害者医療 ㊦ 市・町
14	戦傷病者(更生医療)	51	特定疾患治療費 ㊦
15	身体障害(更生医療)	52	小児慢性治療費 ㊦
16	児童福祉(育成医療)	53	児童福祉法(措置児童医療)
17	児童福祉(療育の給付)	80	乳幼児医療 ㊦ 県
18	原爆医療(認定医療)	81	乳幼児医療 ㊦ 市・町
19	原爆医療(一般医療)	82	重度心身障害者医療 ㊦ 県
20	精神保健法第29条(措置入院)	83	重度心身障害者医療 ㊦ 市・町
21	精神保健法第32条(通院患者)	84	母子家庭等医療費 ㊦ 市・町
22	麻薬取締法	85	母子家庭等医療費 ㊦ 県
23	母子保健(養育医療)	86	難病特疾治療 ㊦
			高齢重度障害者医療 ㊦ 県・市・町

*保険者名・保険者番号・一部負担金等は、被保険者証・高齢受給者証等の記載により確認ください。

- ◎ 診療報酬の受付締切日は、毎月10日です。
- ◎ 提出協力日、毎月8日(平日のみ)

兵庫県国民健康保険団体連合会
 〒650-0021
 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
 (センタープラザ11階、15階、16階、17階、18階)
 TEL (078) 332-5601 (代表)
 FAX (078) 332-0986

別添 5

診療報酬請求書等取扱い

- (1) 総括票
 - 所在地欄
平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新所在地名で請求する。
- (2) 請求書
 - ア 請求先保険者欄
 - ・ 平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）から新保険者名で請求する。
 - イ 保険者番号欄
 - ・ 新保険者番号の被保険者証交付までは、現市町の保険者番号ごと（保険者番号別）に請求する。
 - ・ 新保険者番号の被保険者証交付以降は、新保険者番号で請求する。
 - ウ 所在地欄
平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新所在地名で請求する。
- (3) 明細書
 - ア 市町村番号、公費負担者番号及び保険者番号欄
証交付以降は、新保険者番号等で請求する。
なお、1枚の請求書に現保険者番号分を併せて請求しても差し支えありません。
ただし、証交付日の翌々年の12月診療分以降の現保険者番号分での請求は、医療機関等へ照会・返戻となります。
 - イ 所在地欄
平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新所在地名で請求する。
- (4) 福祉医療請求書及び高齢重度障害者医療費請求書
 - ア 所在地欄
平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）以降合併後の新所在地名で請求する。
 - イ 請求先欄
平成18年4月請求分（4月10日受付締切分）から新保険者名で請求する。
 - ウ 公費負担者番号欄
証交付以降は、新市の番号で請求する。
なお、請求書1枚に現番号が混在していても差し支えありません。
ただし、証交付日の翌々年の12月診療分以降の現番号での請求は、医療機関等へ照会・返戻となります。